年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 27 年9月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500314号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500097号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成6年4月1日から平成7年4月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成6年4月から同年9月までの期間は15万円から26万円、平成6年10月は16万円から26万円、平成6年11月から平成7年3月までの期間は16万円から22万円、平成16年9月から平成18年8月までの期間は32万円から34万円とする。

平成6年4月から平成7年3月までの期間及び平成16年9月から平成18年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年4月から平成7年3月までの期間及び平成16年9月から 平成18年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年4月1日から平成23年1月26日まで

A社から発行された請求期間に係る給与支給明細書によると、給与額に見合う厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料が控除されている期間があるようなので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成6年4月1日から平成7年4月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成18年9月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う又は低い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成6年4月1日から平成7年4月1日までの期間及び平成16年9月1日から平成18年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成6年4月から同年10月までの期間は26万円、平成6年11月から平成7年3月までの期間は22

万円、平成16年9月から平成18年8月までの期間は34万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成7年4月1日から平成16年9月1日までの期間及び平成18年9月1日から平成23年1月26日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、平成6年4月から平成7年3月までの期間及び平成16年9月から平成18年8月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は 厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生 年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求者の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は 保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。 厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500299 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1500098 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年8月26日から昭和55年5月9日まで

請求期間において、B市C地区にあったA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にB市C地区にあるA社に勤務していたと主張しているが、事業主の回答及び商業登記簿謄本から判断すると、事業所の名称はD社であり、期間は特定できないものの、請求者が当該事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録により調査したが、B市C地区においてA社又はD社という名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、事業主は、D社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求者も厚生年金保険に加入 していなかった旨の陳述をしている。

さらに、事業主及び請求者が経理担当者として名前を挙げた者のオンライン記録を調査した ところ、いずれも請求期間において厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入している ことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。